

TAC通関士講座 無料体験講義

通関実務講義を体験受講！

～再チャレンジの第一歩はココから～

小貫 斉 講師

※当教材は『2021 合格目標通関実務講義』で使用する「通関実務講義レジюме」からの抜粋です。

TAC通関士講座

この資料の著作権は、TAC 株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されています。

第51回(2017年)問題

第6問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属に係る教示を求める照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会を行う者の利害関係者が、照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分に係る不服申立て中であっても、輸入を継続する予定がある場合には、照会を行うことができる。
- 2 事前照会は、原則として、インターネットによる電子メールを利用して行うことはできない。
- 3 事前照会についての文書による回答に対して、照会者が再検討を希望する場合には、当該照会者が、回答の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に意見の申出を行うことができる。
- 4 事前照会について、照会に係る貨物の内容及び回答の内容は、原則として公開することとされているが、一定の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとされている。
- 5 事前照会についての文書による回答のうち、その交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない。

第52回(2018年)問題

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 架空の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 2 輸出予定の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 3 輸入申告中の貨物については、事前照会の対象とされている。
- 4 文書により行われた回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」を、当該回答を行った税関に提出しなければならない。
- 5 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合には、その回答書の交付又は送達の日から起算して180日を経過した日以後に公開することとされている。

第52回(2018年)問題

第6問 次に掲げる物品が関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に係る特惠受益国において生産された場合、当該特惠受益国を原産地とする物品（特惠受益国原産品）とされるものはどれか。以下の関税暫定措置法施行規則別表（第9条関係）の規定の抜すいを参考にし、特惠受益国原産品とされるものすべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、問題文に記載されているものを除き、当該物品に使用されうるその他の材料及び附属品等については、考慮する必要はないものとする。

- 1 第三国から輸入した当該第三国産の綿糸（第52.05項）を使用して製造した第61.09項のＴシャツ
- 2 日本から輸入した第三国産の紡毛織物（第51.11項）を使用して製造した第62.06項の女子用のシャツ
- 3 第三国から輸入した当該第三国産の半合成繊維の長繊維の糸（第54.03項）を使用して製造した第63.03項のカーテン
- 4 非原産品である合成繊維の紡績糸（第55.09項）を最終製品の総重量の15%、他の材料はすべて原産品を使用して製造した第63.01項の毛布
- 5 日本から輸入した日本産の絹織物（第50.07項）を使用して製造した第62.07項の男子用のパジャマ

関税暫定措置法施行規則別表（第9条関係）（抜すい）

関税率表の 番号	生産された物品	原産品としての資格を 与えるための条件
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第62.13項から第62.17項までに該当する物品を除く。）	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第63.08項又は第63.09項に該当する物品を除く。）	化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

本試験分析と対策

1 自国関与品の例外（暫定措置法施行令別表第二）

一の特恵受益国において、本邦から輸出された物品のみを原料又は材料として暫定措置法施行令別表第二に掲げる物品以外の物品が生産された場合には、当該生産された物品は、当該特恵受益国において完全に生産された物品とみなす（施行令 26 条 2 項 1 号、別表第二）。別表第二に掲げる物品には、次のようなものがある。

- ① 皮革（一定のもの）
- ② 革製品（一定のもの）
- ③ 毛皮製品（一定のもの）
- ④ 46 類（わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物）に掲げる物品のうちプラスチック製のもの
- ⑤ 履物（一定のもの）
- ⑥ 帽子（一定のもの）

例えば、一の特恵受益国において本邦から輸出された物品のみから腕時計が生産された場合には、当該腕時計は、上記①から⑥までの例外に該当しないので、当該特恵受益国において完全に生産された物品とみなされる。

2 関税率表の適用上の所属区分に係る事前教示（照会）

(1) 基本の理解

- ① 文書……………輸入申告の際、尊重される※
再検討の申出可

↑あり

インターネット……「切替え」

↓なし

口頭……………輸入申告の際、尊重されない
再検討の申出不可

※ 内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものを除く。

② 架空の貨物については、教示を求めること（照会）ができない。

③ 関税率表の適用上の所属区分につき紛争が生じている貨物については、照会できない（例：不服申立て中、訴訟中）。

④ 輸入申告中、輸入申告後の貨物については、照会できない。

⑤ 事前教示に関する照会書の提出に併せて、見本（サンプル）又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料を税関に提出する。必ずしも見本を提出しなければならない訳ではない。

(2) 照会できる者

→輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者、当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人

(3) 審査上尊重されない回答書

- ① 交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過した回答書
② 法令等の改正により参考となくなった回答書
→輸入（納税）申告書の審査上、尊重しない
審査を終了した後、返付させる（「廃棄」ではない）

(4) 再検討を希望するものとして意見を申し出る場合

→回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出書を、当該回答を行った税関に提出

→申出書の「理由」の欄にできる限り具体的な理由を記載

☆ やむを得ない理由があると認められる場合には、適宜の様式による文書を提出することができる

(5) 公開

(原則)

回答後公開（税関ホームページ等を利用）

(例外)

公開によって照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合等で、照会者から **180 日を超えない期間内**につき公開しないことを求める**申出**があったものについては、当該申出に係る**期間後**に公開（非公開期間は 180 日以内）

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める**不開示情報**に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を**伏せて公開**する。

(6) 切換え

- ① インターネットによる教示の求めを文書による教示の求めに準じた取扱いに**切り替え**た場合には、当該教示に係る回答書は、文書により行われた教示と同様に、輸入申告の際、**尊重される**取扱いとなる。
- ② **見本の提出を要する**場合には、切替えを行うことが**できない**。
- ③ 切り替える手続については、電子メール本文に必要事項を記入して税関に送信するのではなく、「インターネットによる事前教示に関する**照会書**」に**必要事項を記載し**、押印又は署名の上、これらを**画像情報**とした電子メールを、税関に送信することにより行う（→**実際に書面を作成する必要がある**ということ）。